

# ＪＲ中野東駅及びＪＲ安芸中野駅周辺地区 バリアフリー基本構想

## 【参考資料】

1. ＪＲ中野東駅及びＪＲ安芸中野駅周辺地区バリアフリー連絡調整会議要領  
(委員名簿含む)
2. 重点整備地区、生活関連経路及び特定事業に関する参考図（ＪＲ中野東駅周辺）
3. 重点整備地区、生活関連経路及び特定事業に関する参考図（ＪＲ安芸中野駅周辺）

平成２１年（２００９年）３月

広島市

# J R 中野東駅及び J R 安芸中野駅周辺地区 バリアフリー連絡調整会議要領

(名称)

第1条 本会議は、J R 中野東駅及び J R 安芸中野駅周辺地区バリアフリー連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）と称する。

(協議)

第2条 連絡調整会議においては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項の規定により作成する J R 中野東駅及び J R 安芸中野駅周辺地区の基本構想（以下「基本構想」という。）について、同条第7項の規定による協議を行うものとする。

(構成等)

第3条 連絡調整会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の任期は、基本構想の作成が完了するまでの間とする。

(関係者の出席等)

第4条 連絡調整会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、広島市道路交通局都市交通部において処理する。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡調整会議に関し必要な事項は、連絡調整会議において定める。

附 則

この要領は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月11日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	委 員
国土交通省中国地方整備局	広島国道事務所 交通対策課長
国土交通省中国運輸局	鉄道部技術課長
	広島運輸支局首席運輸企画専門官（総務企画担当）
広島県	警察本部交通部交通規制課 課長補佐
	海田警察署交通課長
西日本旅客鉄道株式会社広島支社	企画課長
芸陽バス株式会社	営業部企画課長
広 島 市	健康福祉局健康福祉企画課長
	健康福祉局高齢福祉課長
	健康福祉局障害福祉課長
	都市整備局指導部建築指導課長
	都市整備局緑化推進部緑政課緑の施策担当課長
	道路交通局道路管理課長
	道路交通局道路部道路課長
	安芸区役所農林建設部管理課長
	安芸区役所農林建設部土木課維持担当課長
	道路交通局都市交通部交通対策担当課長



# JR中野東駅周辺地区 参考図

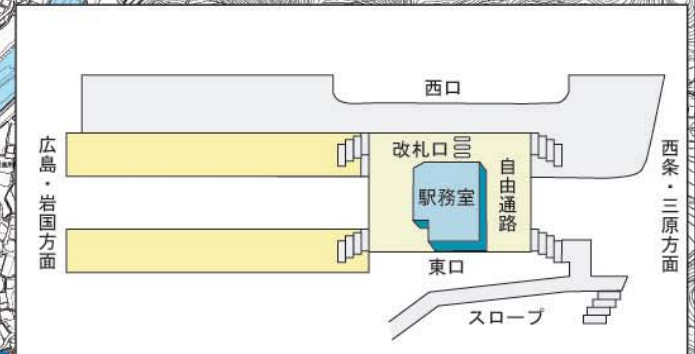
JR中野東駅（東口）



JR中野東駅（西口）



JR中野東駅構内図



## 実施すべき特定事業とその他の事業

### 1) 公共交通特定事業

#### ア. 西日本旅客鉄道株

- ・改札口から各ホームへの昇降設備の設置（エレベーター）
- ・駅前広場から改札口への昇降設備の設置（エレベーター）
- ・視覚障害者誘導用ブロックの改良
- ・身体障害者対応トイレの設置
- ・文字等による列車接近案内設備の整備
- ・音声・音響案内装置の設置
- ・バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践

#### イ. 芸陽バス株

- ・低床車両の導入
- ・バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践

### 2) 道路特定事業

#### 国土交通省、広島市

- ・生活関連経路上の視覚障害者誘導用ブロックの設置

### 3) 交通安全特定事業

#### 公安委員会

- ・生活関連経路上のバリアフリー化に資する信号機の改良・高度化
- ・生活関連経路上の道路標識・標示の大型化、高輝度化等
- ・生活関連経路上の違法駐車行為の取締り強化及び防止のための広報活動・啓発活動等の実施

### 4) その他の事業

#### (ア) 歩道等

- ・放置自転車を防止するための広報活動・啓発活動等の実施
- ・看板等の不法占拠を防止するための広報活動・啓発活動等の実施

#### (イ) 生活関連経路に準ずる経路

生活関連経路に位置付けて平成22年（2010年）までに幅員2mの歩道を全線に整備することは困難ですが、生活関連経路と同様にバリアフリー化が望まれる経路であるため、対応可能な箇所については、生活関連経路に準じ、以下のバリアフリー化の整備を行います。

- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・歩車道境界の段差や勾配の改良
- ・歩道の凸凹や勾配等の改良

ラ・ムー中野東店  
コーナン中野東店

JR中野東駅

スーパードラッグひまわり瀬野川店  
ダイキホームセンター瀬野川店

現在の道路幅員では歩道の拡幅が困難なため、生活関連経路に準ずる経路とする。

平原橋東詰交差点改良に併せて、平原橋の改良を検討中のため、生活関連経路に準ずる経路とする。

東広島バイパスの整備との関係から、平成22年までに平原橋東詰交差点改良が完了しないため、生活関連経路に準ずる経路とする。

## 凡 例

	重点整備地区
	生活関連経路
	生活関連施設
	生活関連経路に準ずる経路

縮尺

0 50 100 (m)



# JR安芸中野駅周辺地区 参考図

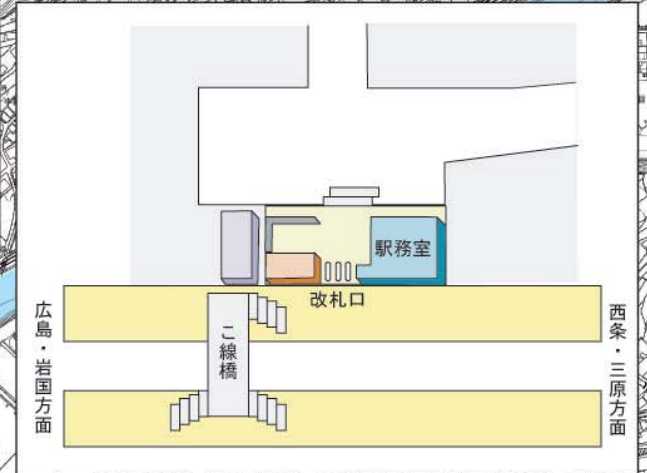
JR安芸中野駅（駅前広場）



JR安芸中野駅 橋内



JR安芸中野駅橋内図



広島・岩国方面

西条・三原方面

## 実施すべき特定事業とその他の事業

- 1) 公共交通特定事業
  - ア. 西日本旅客鉄道株
    - ・改札口から各ホームへの昇降設備の設置（エレベーター）
    - ・駅前広場から改札口への昇降設備の設置（スロープ）
    - ・視覚障害者誘導用ブロックの改良
    - ・身体障害者対応トイレの設置
    - ・文字等による列車接近案内設備の整備
    - ・音声・音響案内装置の設置
    - ・バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践
  - イ. 芸陽バス株
    - ・低床車両の導入
    - ・バリアフリー対応に関する社員教育・訓練及び実践
- 2) 道路特定事業
 

国土交通省

  - ・生活関連経路上の視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 3) 交通安全特定事業
 

公安委員会

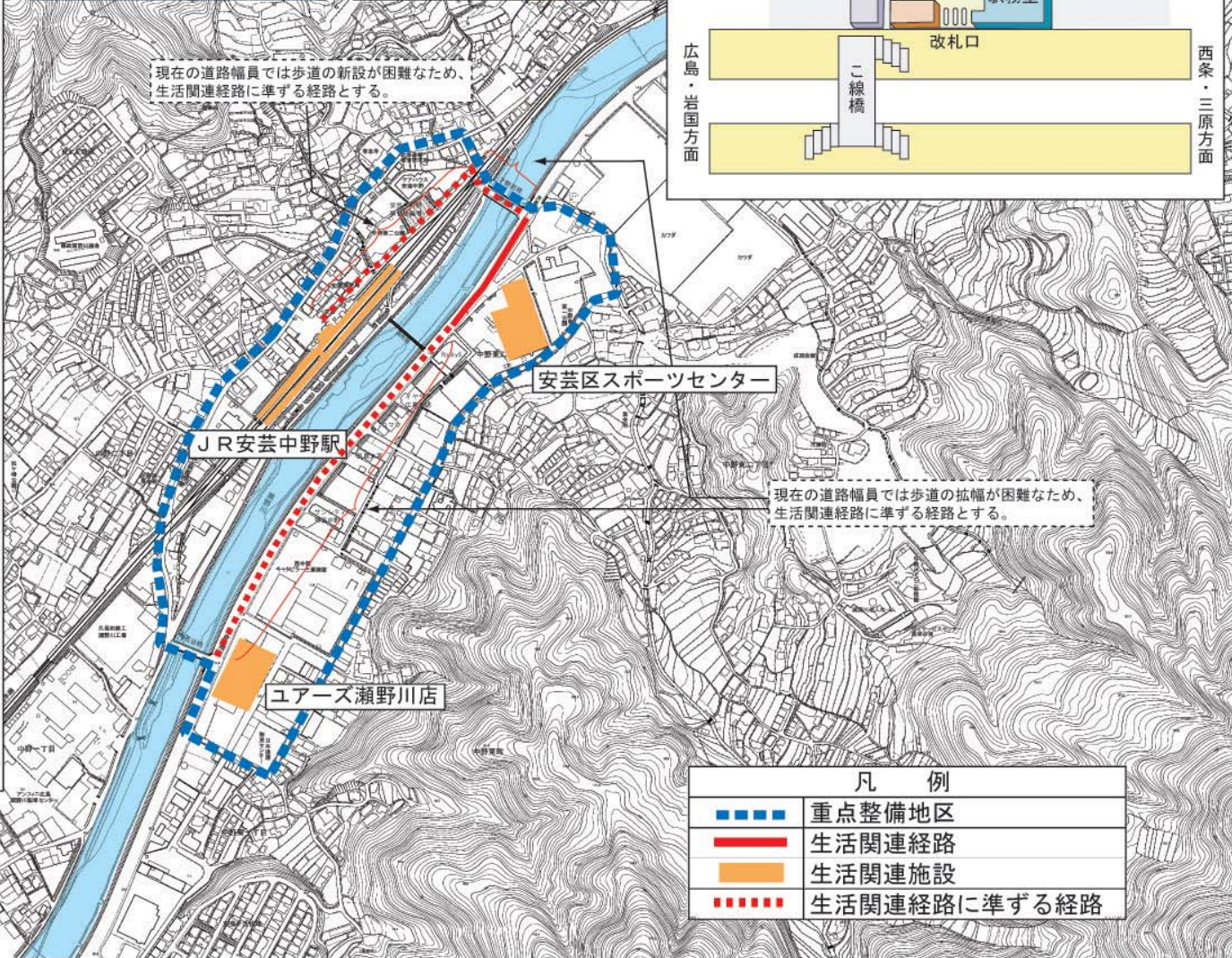
  - ・生活関連経路上のバリアフリー化に資する信号機の改良・高度化
  - ・生活関連経路上の道路標識・標示の大型化、高輝度化等
  - ・生活関連経路上の違法駐車行為の取締り強化及び防止のための広報活動・啓発活動等の実施
- 4) その他の事業
  - (ア) 歩道等
    - ・放置自転車を防止するための広報活動・啓発活動等の実施
    - ・看板等の不法占拠を防止するための広報活動・啓発活動等の実施
  - (イ) 生活関連経路に準ずる経路
 

生活関連経路に位置付けて平成22年（2010年）までに幅員2mの歩道を全線に整備することは困難ですが、生活関連経路と同様にバリアフリー化が望まれる経路であるため、対応可能な箇所については、生活関連経路に準じ、以下のバリアフリー化の整備を行います。

    - ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
    - ・歩車道境界の段差や勾配の改良
    - ・歩道の凸凹や勾配等の改良
    - ・路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部等の設置

現在の道路幅員では歩道の新設が困難なため、生活関連経路に準ずる経路とする。

現在の道路幅員では歩道の拡幅が困難なため、生活関連経路に準ずる経路とする。



凡 例	
	重点整備地区
	生活関連経路
	生活関連施設
	生活関連経路に準ずる経路

縮尺  
1:25000 100 (m)